

論説

宮武剛



70歳代の知人が嘆いていた。マンションを借り換えるとしたら、「年齢に加えひとり身では、不動産屋に玄関払い扱いで……」。65歳以上の高齢単身世帯は2030年に約900万世帯の見込み。だが、住居の確保・入院・入所時の身元保証、死後の処置などは身寄りがないと対応が難しい。

この10月から国土交通省は「改正・住宅セーフティ」ができないと対応が難しい。

みやたけ・こう 毎日新聞論説副委員長から埼玉県立大、日大大学院の教授などを経て現職

おひとり様問題

老・病・死をどう支える

建物賃貸借の認可手続きの簡素化③死後の残置物処理に困らない（「居住支援法人」の業務に残置物の処理を追加）。

その居住支援法人は全国貢献の両立は難しい。

未婚、離婚、死別などの急増で単身世帯は40年には1000万世帯を超える。

家族頼みの慣習や制度を抜き、

ネット法」を施行した。单身高齢者、低所得者、障害者らが大家の双方が安心できない。知事の指定を受けた環境整備が本格化する。

3本柱は①家賃滞納に困らない（利用しやすい家賃債務保証業の普及）②賃貸借契約が相続されない（賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する終身保証）、③死後の処置などは身寄りがないと対応が難しい。

この10月から国土交通省は「改正・住宅セーフティ」ができないと対応が難しい。

まだ1000団体余、業務内容もあまり知られていない。知事の指定を受けた厚生労働省の社会保障審議会福祉協議会、NPO法人、不動産業者らが大家と協力して賃貸物件の紹介、家賃の債務保証、見守りなどに当たる。それに遺品整理なども加えられた。

各種の公費補助を受けら

れるが、原則10年間は要配慮者向け賃貸の管理・運営を義務付けられ、家賃を抑え、一般の入居者数は制限される。ビジネスと社会的

手続き、死後の事務なども支援する提案だ。従来通り多様な手法で寄り添うの

福祉制度利用の手続き、日常生活料は原則自己負担だ

が、所得により減免される。実施主体は「市町村社協、

社会福祉法人、NPO法人、

社団法人など」を想定し、

（本紙論説委員）